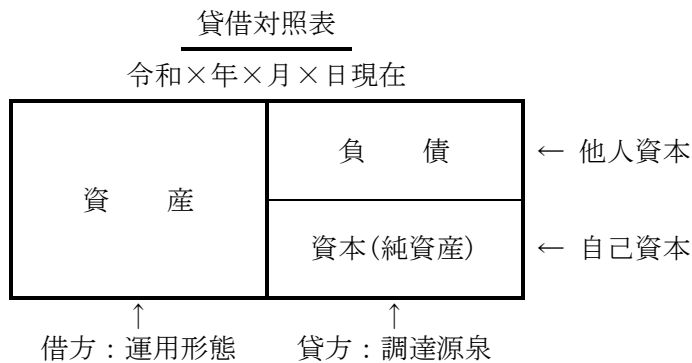


第2章 資産会計

第1項 資産の意義

資産とは、企業活動の一定時点における企業資本の具体的な運用形態を示すものをいい、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源と定義される。



第2項 資産の分類

(1) 資産の部の表示

資産の部の表示	流動資産	
	固定資産	有形固定資産
		無形固定資産
		投資その他の資産
	繰延資産	

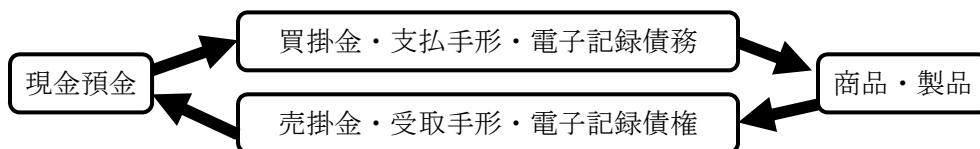
流動・固定分類は、企業の支払能力または財務流動性で重視する分類方法であり、資産の表示に結びつく分類方法である。

(2) 流動・固定の分類

分類基準として、**正常営業循環基準**と**1年基準**がある。

資産の流動・固定分類については、まず、正常営業循環基準が適用され、その企業の主目的たる営業活動から生じた資産は、すべて流動資産とされ、それ以外から生じた資産については、1年基準が適用され、決算日の翌日から1年以内に現金化または費用化される資産は流動資産に属するものとし、1年を超えて現金化または費用化される資産は固定資産に属するものとする。

a) 正常営業循環基準



b) 1年基準（ワンイヤールール）

貸借対照表日の翌日から1年以内：流動項目

貸借対照表日の翌日から1年超：固定項目

※ 長期使用目的の資産は科目の性質により固定資産(有形固定資産)となり、有価証券は保有目的により流動・固定の分類がなされる。

(3) 貨幣性資産と費用性資産（非貨幣性資産）

	消滅するとき	具体例
貨幣性資産	最終的に現金化されるもの	現金預金・受取手形・売掛金・貸付金・未収金など
費用性資産	最終的に費用化されるもの	商品、製品、原材料、建物、前払金、繰延資産など

(4) 資産の評価

資産の評価とは、貸借対照表に記載する資産の価額を決定すること(貸借対照表価額の決定)である。「貸借対照表原則五」では、資産の評価として原価主義の原則、費用配分の原則を規定している。

a) 貨幣性資産

- ・ 現金預金…券面額または預金額によって評価
- ・ 金銭債権…回収可能額によって評価（予想される回収不能金額を控除）

b) 費用性資産

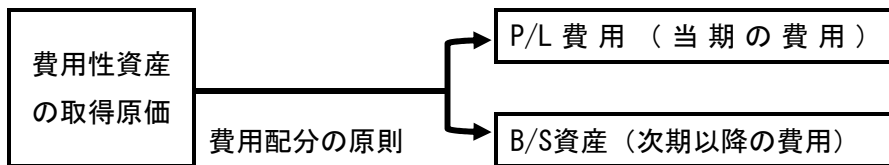
貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。

有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定

資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

費用性資産は原価主義によって評価される。ここで原価主義とは、費用性資産の取得に要した支出額、すなわち取得原価に基づいて評価する評価原則を意味する。

また、費用性資産の取得原価は、費用配分の原則によって各会計期間に費用として配分され、費用配分後の残余部分が各会計期間末における評価額となる。



※ 資産の評価という観点からは、伝統的には資産は貨幣性資産と費用性資産とに分類するのが一般的であったが、近年では**金融資産**と**非金融資産（事業資産）**に分類するのが一般的になりつつある。

金融資産：現金預金、金銭債権、売買目的有価証券、デリバティブ取引

非金融資産（事業資産）：商品、有形固定資産、無形固定資産

第3項 資産の評価

(1) 原価主義

取得原価を資産の評価基準とする方法であり、長所としては取得に要した支出額により資産を評価するため、資産評価の方法に関して首尾一貫性を保つことができ、検証可能性が高く、資産評価の客観性・確実性が確保され、未実現利益を排除する。物価変動の著しいときには、次の欠点を有する。

- a) 原価と時価が著しく乖離しているにもかかわらず、財務諸表にはそのような企業の実態が反映されない。
- b) 収益は最近の時価を反映したものであるのに対して、費用は減価償却費などのように過去の原価に基づいて計上されるため、収益と費用との対応計算の合理性が失われる。
- c) 算定された分配可能利益には物価変動による名目利益が混入し、それが課